

(福祉部)

【プレミアム付商品券事業について】

(質問)

一般会計補正予算第3号について伺います。国の事業としてプレミアム付商品券事業を実施するための補正予算が組まれています。あらためて、この事業の実施目的を教えてください。また、この事業の評価指標とどのように評価測定を行われるのかも教えてください。ちなみに、国からは販売目標値などは示されているのでしょうか。

<答弁>

プレミアム付商品券事業の実施目的につきましては、本年10月に実施予定の消費税・地方消費税の10%への引上げに対する、住民税非課税者や3歳半未満の子育て世帯の消費に与える影響の緩和と、地域における消費を喚起・下支えすることです。事業の評価につきましては、対象者に送付した商品券購入引換券が、どれだけ商品券として購入されたか(購入率)と、商品券がどれだけ店舗で使用されたか(使用率)を測定いたします。また、国において、事業の消費喚起効果に関する調査を予定されておりますので、参考にしてまいりたいと考えております。国からの販売目標値につきましては、特に示されておりません。

(質問)

事業の目的を達成し、最大限の効果を発揮するためには、可能な限り対象者に、プレミアム付商品券を購入して頂く必要があると思っておりますが、市は、対象者のどれくらいの割合の方が購入されると見込まれているのでしょうか。前回、プレミアム付商品券を販売された際、用意していた商品券を完売するまでに追加募集をするなど、相当苦労されたように記憶していますが、参考までに、前回のプレミアム付き商品券を完売するまでの経緯を教えてください。

<答弁>

この事業は対象者を最大9万人と想定し提案させて頂いていることから、より多くの方に購入頂けるよう、周知を行ってまいります。平成27年度実施のプレミアム付商品券事業は、対象者の制限がなく、6千円分の商品券を20万冊発行し、一人10冊まで購入が可能でした。販売募集を行いました。初回では完売しなかったため、期間を延長し再募集を行い完売に至りました。

(質問)

プレミアム付商品券を引き換える際や、商品券を使用する際は、本人確認があるのでしょうか。商品券の転売に対して、何らかの対応策を国は講じておられるのでしょうか。実際に、そのような行為をした場合、何らかの罰則はあるのでしょうか。

<答弁>

対象者が商品券を購入する際には、本人確認が必要です。商品券を使用する際には、必要ありません。商品券の転売について、国は自治体に協力を求めながら転売を行わないよう周知していることから、本市としましてもホームページでの広報や商品券に転売禁止の掲載を予定しております。転売の罰則は、ございません。

(意見・要望)

今回のプレミアム商品券によって、消費増税に伴う低所得者・子育て世帯の消費に与える影響をそれほど緩和できるとは思いませんし、地域における消費の喚起や下支えと言っても、それほど市内の商店が魅力的に感じるほど、また期待を寄せるほどの消費の喚起や下支えにはならないと思います。さらに、そもそも、25000円分の商品券を購入できるからと言って、低所得者の方が20000円ものお金を簡単に使おうとするのかも疑問です。該当する子育て世帯と異なり、低所得者は、申請書を提出した上で、引換券を入手し、その上で、商品券を引き換えに行かなければならず、かなり煩わしく、手間だと思います。また、この事業が国の財源で行う事業とは言え、事前の準備や申請書や引換券の発送、申請者の納税情報の確認、事業の周知や広報など、自治体の手間も軽くはないように思います。該当者に20000円で25000円の商品券を購入させるのではなく、最初から該当者に5000円を給付する仕組みにしてくれたら、該当者も自治体職員の手間もかなり省けたのではないかと思います。商品券を使用する際には、本人確認がありませんし、特段、国としては商品券の転売に対する対策も罰則も講じておられないようですので、プレミアム付商品券が市内のチケットショップやネットの売買サイトで見かけられるようになるのではないかと思います。個人的にはあまり大きな効果を期待することは出来ませんが、最終的にどれだけの方が商品券を購入され、どの程度、市内の消費の喚起や下支えになったのか、効果検証を行い、しっかりと国にフィードバックして頂きたいと要望しておきます。